川崎市教育委員会規則第１０号

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２３日

川崎市教育委員会

教育長　　落　合　　隆

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則

川崎市教育文化会館使用規則（昭和４２年川崎市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第８条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,840	1	１式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,230	1	１式	
ピアノ	3,690	1	１台	セミコンサート（調律別）
レクチュアーテーブル	610	1	１式	会議室にも適用

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。